

監 発 第 8 5 号
令和7年1月27日

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 高 橋 千代夫
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いします。

記

1 監査対象課及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
総務部 税務課	10月31日	11月25日～ 1月27日	12月17日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

税務課

注意事項

【契約】

○契約書どおりの履行確認が行われていないもの

令和6年度に締結された、評価システム提供及び保守業務委託【長期継続契約】契約書第2条（業務完了報告等）では、「月ごとの委託業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了報告書等を提出しなければならない」同条第2項では「業務完了報告書等を受理した時は10日以内に検査を行わなければならない」としているが、業務完了報告書等の提出がなく、履行確認も行っていなかった。

市で契約書（案）を作成し契約を締結しているものであり、契約書にのっとり適正に事務処理を行うこと。